

# 仕様書

## 第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、小松島市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する『小松島本港地区及び中心市街地の活性化に向けた基本計画策定業務』（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本仕様書は、乙が公募型プロポーザルにおいて企画提案した内容を基に、甲乙協議の上、内容について追加修正等を行うものとする。

(目的)

第2条 本市を取り巻く社会情勢変化や時代の潮流など取り組むべき課題への適切な対応とともに、地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスの持続的な提供が求められている。こうした課題に的確に対応するため、令和4年4月1日からスタートした「小松島市第6次総合計画後期計画」に掲げる目標とする都市像“小松島市に住みたい、働きたい、安心して子育てができる「未来へ輝く」まちづくり”の実現に向け、小松島本港地区の有する公共空間（小松島みなと交流センターk o c o l o、しおかぜ公園等）と、中心市街地の公共空間（小松島ステーションパークや市立図書館ならびに現在整備を進める日峯大神子広域公園等）、並びに徳島赤十字病院や福祉施設、活性化等に関わる様々な施設の点在する都市機能施設を線で結び、その潜在力を一体（面）として捉え、様々な資源を再生するとともに、新たな魅力を発掘し、その魅力を顕在化、向上を図り、若年・子育て世代が暮らしやすく、あらゆる世代がつながり、定住人口の増加、インバウンド等を含めた交流人口の増大につなげるための基本的な構想及び施設改修の基本計画を策定することを目的とする。

本計画の策定にあたっては、有識者会議の開催及びワークショップの開催の運営補助等を行うとともに、会議での意見や課題等を整理し、本業務で目指すべき基本的な構想及び計画を取りまとめ「小松島本港地区及び中心市街地の活性化に向けた基本計画」の策定支援を行う。

(対象区域等)

第3条 本業務の対象区域は、次の（1）に掲げるものとし、計画策定に必要な市の概要を（2）以降に示す。（（2）以降については、「平成30都市 徳島東部都市計画区域他 徳島市他 都市計画基礎調査」及び「平成27年国勢調査」の報告数値）

- |               |            |
|---------------|------------|
| (1) 業務対象区域    | : 別紙1      |
| (2) 行政区域面積    | : 4, 537ha |
| (3) 都市計画区域面積  | : 4, 537ha |
| (4) 市街化区域面積   | : 897ha    |
| (5) 市街化調整区域面積 | : 3, 640ha |
| (6) 行政区域人口    | : 38.8千人   |
| (7) 市街化区域人口   | : 23.7千人   |

- (8) 市街化調整区域人口：15.0千人
- (9) DID面積：461ha
- (10) DID人口：16.3千人

(準拠する法令等)

第4条 本業務は、本仕様書による他、次に掲げる各号の関係法規等（最新版）に準拠し、実施するものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）
- (2) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）
- (3) 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- (4) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）
- (5) 港湾法（昭和25年5月31日法律第218号）
- (6) 港湾整備促進法（昭和28年法律第170号）
- (7) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (8) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (9) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）
- (10) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する法律（平成14年法律第92号）
- (11) 徳島県国土利用計画
- (12) 小松島市第6次総合計画 後期基本計画
- (13) 徳島東部都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）
- (14) 小松島市都市計画マスタープラン
- (15) 小松島市緑の基本計画
- (16) 徳島小松島港中期構想
- (17) 徳島小松島港港湾計画
- (18) 小松島市地域防災計画
- (19) 小松島市地域公共交通網形成計画
- (20) 小松島市空家等対策計画
- (21) 小松島市 まち・ひと・しごと創生総合戦略（第二期計画）
- (22) 小松島市が作成した各種関連計画
- (23) その他関係法令・規則・通達等

(疑義)

第5条 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合はその都度、甲・乙協議の上、乙は甲の指示に従い、誠意を持って対応するものとする。

(作業計画)

第6条 乙は、契約締結後速やかに甲と十分な打合せを行い、各工程についての作業実施計画を立案し、次に掲げる各号の書類を提出して甲の承認を得なければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者及び照査技術者、業務経歴書

- (3) 業務実施計画書
- (4) 工程表
- (5) 業務計画書の記載内容に追加又は変更が生じた場合には、速やかに甲に文章で提出し、承認を得ること。

(管理技術者等)

第7条 管理技術者は、都市計画関連業務に精通した実務経験豊かな技術者（技術士法（昭和58年法律第25号）第32条により登録された技術士（建設部門：都市及び地方計画部門）の有資格者、又はシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）：都市計画及び地方計画の有資格者）とし、本仕様書に定められた範囲で業務を行い、各作業工程が計画どおり遂行されるように管理するものとする。

2 照査技術者は、都市計画関連業務に精通した技術者（技術士法（昭和58年法律第25号）第32条により登録された技術士（総合技術監理部門：建設—都市及び地方計画、又は建設部門：都市及び地方計画）の有資格者、又はシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）：都市計画及び地方計画の有資格者）とし、本仕様書に定められた範囲で業務を行い、各作業工程において適時適切に照査するものとする。

3 担当技術者は、管理技術者のもとで本業務を担当するものであり、都市計画関連業務に精通した技術者（技術士法（昭和58年法律第25号）第32条により登録された技術士（総合技術監理部門：建設—都市及び地方計画、又は建設部門：都市及び地方計画）の有資格者、又はシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）：都市計画及び地方計画の有資格者）とし、本仕様書に定められた範囲で業務を実施するものとする。

(打合せ記録簿)

第8条 乙は、本業務に基づく作業実施前及び作業期間中は、甲と綿密な打合わせをするものとする。また、乙は、打合せ記録簿を作成し、甲・乙各1部ずつ保管するものとする。

(資料の貸与及び返却)

第9条 本業務に必要な資料（甲以外の第三者が管理する資料を含む）は、借用書と引き換えに貸与するものとし、資料の保管状況を速やかに提出するものとする。

2 乙は、貸与資料を善良なる管理者の注意義務を果たして取り扱い及び管理し、作業終了後は速やかに返還するものとする。また、甲の許可の下、複写等の処理を行うとともに、その取扱いにも十分注意するものとする

(個人情報の保護)

第10条 乙は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、小松島市個人情報保護条例（平成12年小松島市条例第53条）を遵守しなければならない。

2 乙は、個人情報の紛失、き損等の事故が発生した場合の対応マニュアルを業務着手時に、甲に提出しなければならない。

3 乙は、情報の紛失もしくは盗難等の事故が生じた場合は適切な処理を行うとともに、遅滞なくその状況について甲に報告しなければならない。

(成果品の提出及び帰属)

第11条 本業務において作成した成果品、中間成果品及び資料等の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なくこれを公表、貸与又は使用してはならない。

2 乙は、本業務を誠実に遂行し、期間内に成果品を納品しなければならない。なお、甲は業務の完了したものについて、納期前でも提出が求められることができるものとする。

(検査)

第12条 乙は、業務完了後速やかに所定の成果品を提出し、管理技術者又は照査技術者の立会のもと、検査を受けるものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、業務上知り得た情報には細心の注意を払うものとし、在職中及び退職後を問わず、いかなる場合にも情報を漏洩してはならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、本業務実施中に生じた諸事故に対して、一切の責任を負い、甲に事故発生原因・経過・被害の内容を遅延なく報告するものとする。また、第三者からの損害賠償の請求があった場合は、乙において一切を処理するものとする。

(瑕疵担保等)

第15条 本業務完了後であっても、乙の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、甲の指示に従い、修正・補正及びその他必要な作業を乙の負担において行うものとする。

(テクリス登録)

第16条 乙は、契約時又は完了時において、本業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受託・変更・完了・訂正時に業務実績情報を作成し、受託時は契約締結後15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等は除く。）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等は除く。）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者でなければならない。

(履行期間)

第17条 本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和5年3月17日（金）までとする。ただし、提案により履行期限を短縮することは差し支えないものとする。

## 第2章 業務内容

(業務内容)

第18条 本業務は、次に掲げる各号の項目について整理し、業務計画として取りまとめを行うものとする。

(1) 基本構想

本業務区域の機能・性格、構想の理念、テーマを明らかにするとともに、まちのイメージ及び本港地区及び中心市街地に点在する施設について検討し、まちの将来像の基本的な方向を決定する。

ア 計画準備

- ・計画の意義と策定目的、法的位置づけ、他の計画などの関係
- ・策定体制、スケジュール

イ 上位関連計画の把握

- ・上位関連計画や各種関連資料の収集と整理

ウ 現況把握・分析・課題の抽出

- ・上位関連計画や各種関連資料の収集と整理
- ・現地調査（計画対象施設及び周囲地域、地形、土地利用状況、景観 など）
- ・自然・社会・人文・景観等の概況整理

エ 計画策定支援等

- ・小松島本港地区及び中心市街地の活性化に向けた有識者会議及びワークショップの開催にかかる補助・支援

企画・準備、資料作成、開催打合せ 等

オ 基本的な方向性の策定

- ・基本構想の検討と設定
- ・ゾーニングの検討と設定
- ・需要圏域・利用者層の検討と設定

カ 照査

- ・計画の適正照査
- ・成果品の内容の適正照査

※見積については、(1)、(2)、(3)の照査を合わせて積算すること

キ 打合せ協議

業務の主要な区切りにおいて監督員と行う打合せ

ク 整備イメージの作成

目指すべき本業務区域の都市像、基本構想の検討結果などを踏まえ、全体構想を作成する

ケ 鳥瞰図、透視図の作成

- ・鳥瞰図4枚（全体1枚、小松島ステーションパーク2枚、小松島みなと交流センター「k o c o l o」1枚）、透視図2枚（小松島みなと交流センター「k o c o l o」1階、2階、各1枚）、合計6枚

(2) 小松島みなと交流センター「k o c o l o」施設改修の基本計画

上位計画等との整合、敷地の立地条件等を分析・課題を抽出し、計画対象施設における機能・性格・理念・テーマ等を明らかにし、計画の基本方針及び導入施設の内容・概略規模を設定するとともに、景観・環境保全・管理運営等の概略の検討に基づいて、施設利用（空間構成）及び動線を定める等、既存施設等を使用した基本的な改修内容を決定する。

○ 施設概要

- ・名称：小松島みなと交流センター「k o c o l o」
- ・所在地：徳島県小松島市小松島町新港19
- ・敷地面積：2,608.68㎡
- ・延床面積：1,495.00㎡
- ・建物構造：鉄骨造
- ・建物階数：2階建て
- ・竣工年月：平成8年3月
- ・既存施設用途：別紙2

○ 業務内容

ア 現況把握

- ・与条件や基本構想の把握と整理
- ・上位関連計画や各種関連資料の収集と整理
- ・各種設計条件の整理と確認
- ・各種設計基準の抽出と摘要の確認
- ・現地詳細調査（設計対象地とその周囲、既存建物の状況、供給処理設備、など）

イ 計画内容の検討及び設定

- ・基本構想内容の整合性確認
- ・敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設置
- ・空間構成・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定
- ・基本方針の検討と設定
- ・供給処理設備基本方針の検討と設定
- ・整備水準・目標工事費の検討と設定
- ・維持管理基本方針の検討と設定

ウ 施設改修にかかる基本計画図の作成

- ・供給処理設備計画平面図の作成  
縮尺：A2用紙、横1/100
- ・主要施設の構造イメージ図の作成

エ 概算事業費の算出

社会標準単価に基づいた概算工事費の作成

オ 基本計画説明書の作成

上記検討資料を取りまとめた報告書の作成

カ 照査

- ・設計方法や設計手法の妥当性の照査
- ・成果品の内容の適正照査

※見積については、(1)、(2)、(3)の照査を合わせて積算すること

キ 打合せ協議

業務の主要な区切りにおいて監督員と行う打合せ

(3) 小松島ステーションパーク「たぬき広場と市立図書館」施設改修の基本計画

上位計画等との整合、敷地の立地条件等を分析評価し、計画対象地にける公園等の機能・性格・理念・テーマ等を明らかにし、計画の基本方針及び導入施設の内容・概略規模を設定するとともに、景観・環境保全・管理運営等の概略の検討に基づいて、土地利用（空間構成）及び動線を定める等、公園と図書館が一体となった空間づくりの基本的な内容を決定する。施設配置及び面積は別紙図に示す。

○ 施設概要

- ・名称：小松島ステーションパーク「たぬき広場」
- ・所在地：徳島県小松島市小松島町字北開ほか
- ・敷地面積：8, 289 m<sup>2</sup>（小松島ステーションパーク全体：21, 456 m<sup>2</sup>）
- ・既存施設：野外ステージ（舞台183. 1 m<sup>2</sup>）、人口滝（10 m×32. 55 m）  
たぬきのブロンズ像（5 m）、たぬきめぐりコース（石臓7体）  
便所一ヶ所、ひろばスペース（2, 789. 6 m<sup>2</sup>）  
植栽（高木804本、低木3, 931本）ほか
- ・竣工年月：平成5年
- ・既存施設用途：別紙3

○ 施設概要

- ・名称：生涯学習センター小松島市立図書館
- ・所在地：徳島県小松島市小松島町字新港29-11
- ・敷地面積：3, 356 m<sup>2</sup>
- ・延床面積：1, 604. 84 m<sup>2</sup>
- ・建物構造：鉄筋コンクリート造
- ・建物階数：3階建
- ・竣工年月：平成4年2月14日
- ・既存施設用途：別紙3

○ 業務内容

ア 現況把握

- ・計画条件の把握と整理
- ・上位関連計画や各種関連資料の収集と整理
- ・現地調査（計画対象地及び周囲地域、植生や地形、土地利用状況、景観、など）
- ・自然・社会・人文・景観等の概況整理

イ 敷地分析

- ・計画対象地と周辺の地形や土地利用との関連整理
- ・計画対象地内の植生・地形・土地利用等の詳細整理
- ・計画上の問題点や課題の整理

ウ 計画内容の検討及び設定

- ・基本方針の検討と設定
- ・導入施設の検討と設定
- ・需要圏域・利用者層・利用者数の検討と設定
- ・アクセスや動線の検討と設定
- ・空間構成の検討と設定

- ・整備水準の検討と設定
- ・維持管理方法の検討と設定
- エ 基本計画図の作成  
提供されたベース図に基づいた基本計画平面図の作成  
縮尺：A1用紙、横1/250
- オ 概算工事費の算出  
同種事業の実勢価格等に基づいた概算工事費の算出
- カ 基本計画説明書の作成  
上記検討資料を取りまとめた報告書の作成
- キ 照査
  - ・基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
  - ・設計方法や設計手法の妥当性の照査
  - ・成果品の内容の適正照査
- ※見積については、(1)、(2)、(3)の照査を合わせて積算すること
- ク 打合せ  
業務の主要な区切りにおいて監督員と行う打合せ

### 第3章 成果品

(成果品)

第19条 本業務における成果品は、次に掲げる各号の項目とするものとする。なお、成果品のすべての著作権は小松島市に帰属する。

(1) 小松島本港地区及び中心市街地の活性化に向けた基本構想

- ア 報告書 3部
- イ 計画書 3部
- ウ 計画書(概要版) 50部
- エ 鳥瞰図、透視図 6枚
- オ 電子データ(DVD) 3枚

(2) 小松島みなと交流センター「k o c o l o」施設改修の基本計画

- ア 報告書 3部
- イ 計画書 3部
- ウ 計画書(概要版) 50部
- エ 電子データ(DVD) 3枚

(3) 小松島ステーションパーク「たぬき広場と市立図書館」施設改修の基本計画

- ア 報告書 3部
- イ 計画書 3部
- ウ 計画書(概要版) 50部
- エ 電子データ(DVD) 3枚

※ 電子データについて



PDF形式及びPDF変換前のファイル形式とし、地図データは、PDF形式、CSV形式及びShape形式、図面データはPDFファイルとCADデータ（SFC又はDXF）とする。